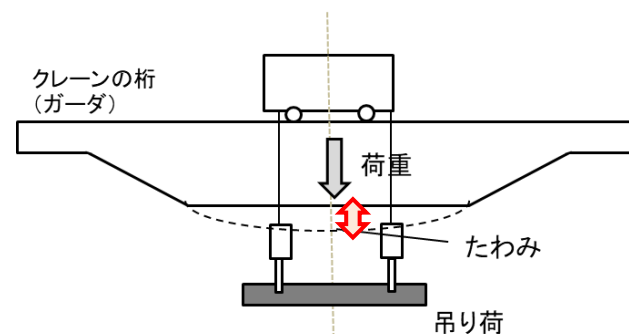


登録性能検査機関に対する以下の処分事例がある。

【事例1】検査におけるクレーンのたわみ測定の省略

- クレーンの性能検査におけるたわみの測定について、本来は登録性能検査機関において距離測定装置等による確認をしなければならないにもかかわらず、事業者から提出された測定結果をもって測定を行ったものとし、登録性能検査機関において確認をしなかった事案。
- 当該事案については性能検査の方法の改善を命令(改善命令)。
- 全検査員に対し、距離測定装置を確実に配布し、検査実施方法を通知するとともに、全検査記録を確認し、再発を防止している。



【事例2】基準不適合であるクレーンの合格

- クレーンとクレーン上方にある工場の梁との間隔が基準に適合しないクレーンを性能検査に合格させた事案。
- 当該事案については2か月間の業務停止及び性能検査の方法の改善を命令(改善命令)。
- 全検査員に対し、検査実施方法及び合否判定基準を通知し具体的に示すとともに、研修により再確認し、再発を防止している。

